

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、委員の皆様方、推進委員の皆様、公私とも大変お忙しいところ総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、欠席の届出ですが、9番、齊藤亘委員、10番、伊藤又エ門委員、18番、佐藤吉男委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第22回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回2月9日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第22回総会までの業務報告書をご覧ください。

はじめに、2月9日ですが、第21回農業委員会総会を委員19名、推進委員9名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

2月16日には、大仙市農業委員会農政専門委員会を会長ほか委員10名の出席をいただき、午前10時から神岡庁舎2階情報活動室で開催しております。農作業標準賃金・料金についてご協議いただいております。

同じく2月16日の午後2時から、農地専門委員会を会長ほか委員11名の出席をいただき、同じく神岡庁舎2階情報活動室で開催しております。農地賃借料情報についてご協議いただいております。

なお、専門委員会の協議内容につきましては、本日の総会議案に報告案件として提案されておりますので、後ほど両委員長から報告をいただくこととしております。

次に、翌17日には、広報専門委員会を会長職務代理者ほか委員6名の出席をいただき、神岡庁舎2階情報活動室で開催しております。4月1日発行の「農業委員会だより」第22号に掲載する内容につきましてご協議いただいております。

その他につきましては資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、23番、信田浩則委員、1番、菅原廣太郎委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。





許可基準における立地基準につきましては、申請地の周辺は宅地化が進んでいることから、農地法施行規則第45条第1号に規定される第2種農地に分類されると考えられます。第2種農地は、転用の目的などを勘案して、周辺に代わりになる農地がない場合には許可できることとなっております。また、この住宅は、集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可基準である農地法施行規則第33条第4項に該当することから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長	事務局の説明が終わりました。 これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。 案件1番についてお願いします。
高橋委員	13番の高橋です。 3月1日、まだ雪が多かったんですが、現地を確認してきました。資料でも分かるように、住宅エリアは公共施設に囲まれた中にある農地ですので、事務局の説明のとおり、問題ないものと確認してきました。よろしくをお願いします。
議 長	事務局。
事務局長	現地調査、大変ありがとうございました。 それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和4年3月9日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

25ページ、1番をご覧ください。

位置図及び配置図につきましては、資料の1、2ページをご覧ください。

議案第2号1番と関連がございます。

転用する農地は、角間川町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田1筆、計



案件1番についてお願いします。

高橋委員 13番、高橋です。  
先ほど説明の4条の案件と同じですので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
案件2番についてお願いします。

玉井委員 2番、玉井です。  
先月の28日に現地のほうを確認してきました。事務局の説明のとおり、問題ないことを確認してきましたので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。  
案件3番についてお願いします。

鈴木委員 19番、鈴木です。  
ただいま事務局より説明ありましたが、この案件は、昨年6月に許可を受けたものでございます。雪のせい等で工期延長がなされたということで、再び申請を出すというものでございます。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める  
令和4年3月9日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 議案第4号の案件10番を議題とします。  
本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。  
(渡邊委員 退席)





	(なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。 ○番、○○委員の入場を求めます。 (○○委員 入場)
議 長	次に、議案第4号、案件1番から9番及び15番から167番までを議題とします。
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

26ページの1番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。

所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

売買価格は10アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○○○円です。

申請理由といたしまして、当該農地は、○○さんの耕作地から離れた場所にあり不便を感じておりました。そこで、近隣を耕作する○○さんに相談したところ、話がまとまり、売買に至ったものです。

なお、価格が高く設定されておりますが、これは○○さんが以前に近隣の農地を売買した際と同じ金額で、今回もその額に合わせたためとのことです。

続きまして、2番です。

所有権を移転する農地は、大仙市大曲西根○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

売買価格は10アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○○○円です。

申請理由といたしまして、当該農地は、○○さんの耕作地から離れた場所にあり、耕作に不便を感じておりました。そこで、近隣を耕作する○○○○さんに相談したところ、話がまとまり、売買に至ったものです。

27ページ、5番をご覧ください。

所有権を移転する農地は、協和小種○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○平方メートル外、田2筆、計3筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、80歳です。

所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、66歳です。

売買価格は10アール当たり約○○○円、総額○○○○○○○○○○円となっております。

申出理由といたしまして、○○○○さんは、農道特区による経営規模の縮小を考えており、圃場整備から外れている未整備区画の農地を処分したいと考え、近隣に在住している親戚の○○○○さんに相談したところ、○○さんがこれに応じたものです。

なお、売買価格が低い理由は、当該農地が水路の運路を設置しないと耕作ができない圃場のため、価格については、その条件で構わないとの申出を受けたものです。

45ページ、42番を説明いたします。





令和4年3月9日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局の説明を求めます。

参与

それでは、私のほうから、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積についてご説明いたします。

大仙市農業委員会では、農地法第3条に関連した、いわゆる別段の面積を市内全域において適用しております。そこで、最近の状況などを踏まえまして、別段の面積の見直し等をご協議していただきたく、今回の案件とさせていただきます。

お配りしました資料、秋田県内の別段の面積を選定している市町村をご覧願います。

これは、ご覧のとおり別段の面積を設定している市町村の一覧ですが、ほとんどの市町村で「10アール以上の」という面積を設定しております。大仙市でも、平成27年4月以降、市内全域において「10アール以上の」という面積を設定しております。また、資料の下のほうには、令和3年4月から11月までの別段の面積の適用件数が記載されております。

そして2ページ目には、昨年度の同様の時期の適用件数が記載されております。この適用件数につきましては、昨年度の同時期と比べまして9件増えております。今までのところ、別段の面積に関する苦情やトラブル等は特にございませんでした。

この別段の面積の基準につきましては、農地法第30条の規定に基づき、毎年検討することとなっております。

そこで、先日、役員会を開催しましてご協議していただいた結果、面積の変更は行わず、現行どおり「10アール以上とする」という役員会の案が決定されました。

本日の総会でこの役員会の案をご承認いただければ、現行どおり「10アール以上」という基準を継続していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり決定しました。

議長 次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する  
令和4年3月9日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局より報告を願います。

125ページをご覧ください。

記載の4法人からの報告がありました。

順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。ご了承ください。

詳細につきましては、126ページから139ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

以上、報告といたします。

議 長

次に、報告第2号の令和4年度大仙市農作業標準賃金・料金表についてを議題とします。

事務局長

報告第2号 令和4年度大仙市農作業標準賃金・料金表について

令和4年度大仙市農作業標準賃金・料金表について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する

令和4年3月9日提出

大仙市農業委員会 農政専門委員会委員長 伊藤又エ門

議 長

本日、伊藤委員長が欠席のため、長澤副委員長より報告願います。

長澤委員

それでは、農政専門委員会より、令和4年度の農作業標準賃金・料金等についてご報告いたします。

去る2月16日に専門委員会を開催しまして、令和4年度の料金等について委員の皆様からご意見を伺い、また、専門誌や美郷町など近隣市町村の料金を参考にしながら協議いたしました。

結果として、この141ページに載せてあるとおりになると思います。

今回変更となった主な箇所は、次のとおりでございます。

まず初めに、去年まで苗代、もみ運搬、もみ乾燥、粃摺り調整、粃摺り調整の色彩選別につきまして、1,000円単位まで表示しておりましたけれども、全部繰上げ10円単位で表示することとしました。

また、全体としては、燃料価格の高騰という状況がある一方で、米の下落という状況もございますので、協議した結果、令和3年度の金額で据え置くこととしました。

次に、消費税についてですが、今までは消費税抜き・消費税込みの2種類を掲示しておりましたが、4年度からは消費税込みの金額のみを表示することとしました。

次に、備考欄についてですが、区分のトラクターの細粒耕起、主に畑作改定ですけれども、時間がかかるということがありますので、別途相対で協議していただきたいということを追加しております。

また、区分の苗代について、最近、水苗等を結構やっている方が出てきておりますけれども、まだ、何と言いますか、10アール単位でやるか、苗箱数によるのか、まだ請求するくらいあまり広まっていないように情報がなかったので、これにつきましても、相対で協議してもらいたいということを付け加えております。

それから、畦畔突きですけれども、これも圃場条件により別途相対で協議してもらいたいということを追加しております。

今回決定しました内容につきましては、4月1日発行の農業委員会だより第22号及び市のホームページへ掲載する。事務局及び各分室窓口に料金表を備付け、広く市民の方々へ周知する予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 以上、報告といたします。

議 長 次に、報告第3号の大仙市農業委員会農地賃借料情報についてを議題とします。

事務局長 報告第3号 大仙市農業委員会農地賃借料情報について  
大仙市農業委員会農地賃借料情報について、大仙市農業委員会専門委員会設置  
規程第7条に基づいて報告する  
令和4年3月9日提出  
大仙市農業委員会 農地専門委員会委員長 渡邊敏雄

議 長 渡邊農地専門委員長より報告願います。

渡邊委員 それでは、私のほうから報告いたします。  
去る2月16日、午後2時から、農地専門委員会を開催いたしました。  
お手元の資料に表したとおりでございますが、委員会の中では、それぞれ様々な意見が出されました。中でも、最低の金額、あるいは最高の金額、そういったものの数字があまりにも低過ぎたり、あまりにも高過ぎたりといったものを、データどおりに出してはいかがなものかといったことが、それぞれ議論をされました。  
結果的には、あまり極端なところはやっぱり公のものに載せるべきではないかなといったことが皆さんの意見から集約されまして、こういった表になりました。  
傍線に文章で書いてありますが、圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、貸手、借手の当事者間での協議の上、賃借料を決定する目安です。そして活用してくださいというふうに、わざわざ傍線を引いて、総じて皆さんに分かりやすいようにということになりました。あくまでもこれは参考資料ですよといった意味合いであります。  
これらに決定しましたので、この情報については、4月1日発行の農業委員会だより及び大仙市のホームページに掲載するほか、各分室に備えていきたいということで、市民の方へ周知する予定でございます。  
以上、報告といたします。

議 長 以上、報告といたします。  
これで本日の案件は全て終了しました。  
その他について、事務局のほうからありませんか。

参 与 私のほうから2つほどご説明がございます。  
まず、令和4年度の総会関連の日程についてですが、令和4年度はお配りしました「令和4年度大仙市農業委員会総会関連日程（予定）」に記載されているとおりの日程で実施していく予定でございます。変更等があれば、その都度お知らせしますので、どうかよろしく願いいたします。  
続いて、米の精算費についてですが、先日の総会で、米の精算費はどれくらいなのか、そしてまた、経営規模を拡大した場合とそうでない場合とでは、精算費にどれくらいの差が生じるのかなどのご質問をいただきました。  
そこで、東北農政局に昨年度の都道府県別の精算費を問い合わせしてみましたところ、ホームページ等で一般公開されるのは4月以降になりそうですとのことでした。また、農協などに問い合わせしてみましたところ、精算費を比較するような資料は特に作成しておりませんとのことでした。  
資料不足のため本日開示をすることはできませんが、今後、継続調査していきたいと思っておりますので、どうかご理解願います。  
私のほうからは以上です。

事務局長

すみません、私のほうからも1点お願いします。

例年3月30日の人事案件総会終了後、農業委員会の歓送迎会を開催しておりました。秋田県内の新型コロナウイルス感染者の高止まりと大仙市保健所管内の方でも多数の感染者が出ている状況、さらには市の職員のほうも感染が判明しているという現状を鑑みまして、感染防止の観点から、歓送迎会は昨年引き続き中止とすることといたしましたので、何とぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長

委員の皆さんから何かありませんか。  
足達委員。

足達委員

22番、足達です。

私いつも発言して申し訳ない。皆さん、帰る始末しておるようすけれども。

実は、昨日の中仙地区の農業委員と推進委員の初めての意見交換といいますか、会合を開きました。それで中身についていろいろざっくばらんに発言いただいて、中には、ぜひ総会の皆さんにお話しして認定してもらったほうがいいのではないかなという案件も出ました。

初めての会議でしたので、私のほうからご報告というか、させていたきたいと思ひます。

いろいろ前回の総会のときにも玉井委員のほうからも申出ありましたけれども、中にはやはり小作料が高過ぎるといふようなこと。精算費、それから米の価格の下落とか、それから担い手なり、そういうのを考えると、もう少し絞られないかなといふような話が出たようす。

それから、やっぱり担い手が少なくなってきたと。これは皆さん承知のことですけれども、今受けている田んぼの人方の、これ10年すれば何となるかといふような話で、担い手も確保しなければならぬといふ話がありました。

これは人・農地プランで検討してやられていることですが、なかなか一概にできないといふようなこと。それから日々の活動の中で、おやじさんが亡くなって田んぼ、その家大変だろうから何とだといふ声かけをしたら、お前たちしゃべるのかとか言われて、非常に気まずい思いをしたといふようなこともありました。

それから、いろいろ3区からも話が出て、農業委員は何やっているのか、何もやっていないんでないかといふ話も言われたと。ほかにはそう思っている人がいっぱいいるかもしれないといふようなことの発言もありました。

それから昨日は、前回総会で会長の挨拶の中で、田んぼを5年に1回水田に戻さなければ駄目だといふようなことを国から検討されているといふことで議論ありましたが、その内容についても、情報不足の中での話合いでしたけれども、やっぱり5年のうちに1回田んぼに戻すといふ、できるかと、ましてや国の施策に沿って大団地、大量に団地作ったところを田んぼに戻せるかと。それから、これは中仙の問題、メガ団地ありますけれども、全県的な話ですが、メガ団地やっています。そういうものを、地域活性化奨励金、交付金が出なくなるといふような話で、これは死活問題です。何とかしなければならぬといふことで、少ない情報の中で発言された人は、5年かけて本当に田んぼにできるかどうか、これは国の調査が始まるといふような話でした。それで、5年猶予あるから5年先にはそうなるかもしれないといふような実態でした。

それで、ぜひ、昨日集まったときには、死活問題だと。団地大きく頑張ってやっているところが田んぼに戻せとは何事だといふような話になりました。

我々秋田県民は、誰か発言するから、まず自分たちはいい。そういうのでなくて、ここ大仙市、大きな面積を抱えています。ぜひ総会なり、農業委員の皆さんの賛同を得て、今国が考えている活性化交付金の見直しなり、実態とか、そういうのもぜひ大仙市農業委員会として、上部の機関に意思表示をしたほうがいいのではないかなと思ひます。

います。

内容はまだ十分な情報が入っていないですけれども、農業委員会事務局のほうでも、そういう情報を集めて我々に提供していただいて、ぜひ大仙市農業委員会として、皆さんの賛同を得て意思表示したほうが、やめてくれということの、組織決定なりをしたほうがいいのではないかなと思います。

まだまだ他の農業委員会でも、ほかの地区の農業委員会でも、これから動き出すと思います。

ぜひそれにも賛同していただければなという昨日の内容でした。何とかこの後の協議の参考にしていただければと。

以上です。

事務局長

ただいまのご意見に対しまして、ちょっとこういう情報になるかどうかですけれども、いずれ大仙市農業委員会としましても、この委員会で皆さんに知っていただくということに対しましては、これは大変なことだなということで、いろいろ情報を集めるような形にはしております。

市の農政担当のほうにも一応確認しまして、今後いずれこのままにはしておけないということで、何らかの動きをするということも確認しておりますし、いずれにしましても、大仙市農業委員会として何か意見を協議するとか、市と一緒にやるとか、あとその他の関係の機関と合わせてやるとか、一応やり方はいろいろあります。そういうところを含めまして、今後役員会等も開きまして、その中でまたご協議いただいて、そしてその案を今度総会のほうでお諮りし、それによって一緒になって行動していくというような方向性でいきたいと考えております。

ですから、農業会議のほうに上げるとか、市と一緒に陳情活動をするというような形も考えられますけれども、役員会のほうに一度お諮りしたいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

渡邊委員

それでは、大変貴重な足達委員のご意見でした。

もう一つ付け加えたいのは、役員会は前回と、今局長おっしゃいましたけれども、実は31日も中止になったわけなんですけど、役員会というものの構成メンバーは、各地域からの1名ずつです。いわゆる8地域からの1名ずつなわけです。ですから、役員会に持ってくる意見、そしていろんな議論を戦わせる意見を持ってくるからには、その役員たる方々の地域の話合いがなされているというようなことが肝心なことであります。

私も大曲地区ですけれども、しょっちゅう会っています。ですけれども、どうか皆様方も各地域ごとにこういった農業委員会のちょっと前には、皆さんらのそれぞれの問題を、みんな地域の事情が違うんですから、そういったことをみんな持ち寄って、そういった中で委員会に持ってきてもらえればなと。そして、正々堂々と、あるいは屈託なく意見を交わそうじゃないかというふうに思います。

あまり期待しなくてもいいと思いますけれども、どうか各地区の皆さん、よろしくお願ひします。

議長

きのう畜産のほうの市場があったわけですけれども、農業委員の人方、全県各地何人か来てそういうふうに来たわけですけれども、やっぱりうちのことより転作のほうをいろいろ取り沙汰されまして、牧草というのは1年、2年でよくなる。5年もなるとよくなったとき、水を入れて田にしると言っても、県北の山の中の中山間地で、山中の荒れたところの牧草に水を入れて田にしるとは何事だという話もありました。

それで、ちょっと農業会議のほうに電話して話しをしたら、新聞等には転作のことは出されているけれども、県のほうからも農政局のほうからも農業会議にも出す内容は何も来ていないということで、要請するにしてもこれはちょっと難しい面もあるということで、3月中にもいろんな情報を収集して、農業会議としても二田会長名で出

すかどうかということを検討して、新年度には出したいというような方向で行きますような話でした。

やっぱり大仙市は大仙市、農業会議は農業会議となるかもしれませんが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ほかにありませんか。

田村委員。

田村委員

座って質問させていただきたいと思います。ちょっと長くなりますから。

1つ質問させていただきたいと思います。

言いたいことはいっぱいあるんですけども、まずは先ほどの話、地区で話をして持ってくるという話も非常にいいことなので、ぜひ各地区でやるというふうに指導していただければと思います。

地区の農家との話合いも足りないというふうに思っていますので、我々も地区の中では分からない活動もあります。だからその地区の農家等の活動も聞くことも今後必要だろうと思います。

それで、10アール当たりの、また同じような質問をします。経費がどのくらいかかっているかということで、私、2か月前に言ったんですけども、数年前にも同じ質問をしています。同じ質問をしても、その場で何か終わってしまうんです。次につながるという。だから、つなぐためにはどうするかということ。ただの言いっ放しで、点にすぎないんですよ。だから忘れ去られてしまう。だから、次につながるためには、点でなく線にしなければいけない。棒グラフでもいいし、折れ線グラフでもいいので、次につながるような統計の取り方とかは必要でないですか。人・農地プランも踏まえた各地区の集積率出していただいたんですけども、やっぱり毎年のようにそれをちゃんと見て、棒グラフでも線グラフでもいいので、ちゃんと次につなげてほしいという。50%のものは60%、70%とか80%にするというふうにして、我々の仕事は農地の異動なので、その結果、こうなったよというのをちゃんと毎年のように調べるといって、必要でないかなと思います。

それで、10アール当たりの経費なんですけれども、戸数等わからなくても、去年の分わからなくても、おととしのとかはあると思うんですけども、おととしのを調べてもらえばよかったというふうに思います。

それで、あのときも質問したんですけども、経費かかって1万円しかかからないんで、どう思いますかと言ったんですけども、農薬とか肥料代はこんなにかからないとか、そういう質問をしているんじゃないかと、米価が1万円のときに1万3,000円かかっている経費です。だだ、農業委員会ですら、どういうふうにしなればいけないんですかと思っているんですかという質問なんですよ、私の質問は。

だから、そこで土地の移動している会なので、面積なんか2町歩の人がどのくらいいるとか、こういうことになったら、5町歩のものがどのくらい増えたとか、その時期に増えることによって、経費がどのくらい下がるとか、そういうふうな統計の取り方が必要でないんですかと、そういうふうに思うんです。だから、点でなくて線にして、ちゃんと持っていくという。

恐らく1万3,000円かかっているけれども、全体で1万3,000円ですから、だから面積が少ない人は1万4,000円かかっているし、恐らく条件不利地は1万5,000円もかかっているんですと。今度、地番整理して、要は集積できるものは1万円とか1万1,000円ぐらいで多分収まっているんですけども、それを見ることによって、地番整理を進めて、集積をどんどんしなきゃいけないんだらうなという面もそこで分かるじゃないですか。やっぱりそういうふうな統計の取り方をしてほしいということです。

だから、1回、7、8年前、これしゃべったのを、そこで消されてしまったということですね。継続性が全然ないということ。その辺あたりをお願いしたいというふう

に思います。

だからこそ、そういうふうな統計を取るには、農林振興課と一緒に話をして、情報を共有してやったらいいんです。どうですかという意見です。3年ぐらい前に言ったことなんです。今後、もうやらないということではしようがないけれども。

だから、今後もしやらないのであれば、次に何をしなければいけないというふうになったら、あとは地区の農家との話合いとかをやっぱりやらならないと、虫食い状態になるんじゃないですか。今までの状況から見ると、どこかの農地があって、そこをやる人を探すと。あまりいっぱいいろいろな人に話しかけると壊れてしまうので、一本釣りする形でずっとやってきたんですけれども、もうそういうふうにしてやってしまえば、虫食いの状態になるので、やっぱりみんなで共有しながら、この地区のところはこの人にやって、すみ分けしていかなければいけないというふうに思います。

そうじゃないと、土地の集積、集約ができないじゃないですかということです。

そういうことなので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、標準作業料金と、それから賃貸借料金の話なんですけど、相談して決まったのに、いろいろな意見等でひっくり返すのかと言われてしまんですが、そうじゃなくて、決まったことは決まったものなので、それはそれでみんなで協議したことなので、それをやっぱり遵守するべきですけれども、意見を言うということは、まだ1年後のことについて意見を言わせていただければ、作業料金ですね、30年前とほとんど変わってなくて、うちのほうは苗作っているんですけれども、とてもではないけれども、この金額ではやれないと思っています。本当のこと言うと、農協も撤退しています。30円で運べたって言ったって無理な話です。もう撤退します。農協撤退するということはどういうことかという、間に合わないから撤退するんですよ、本当は。

だから、それは小難しいところは載せなくていいんじゃないかなというふうに、私は本当は思うんですけれども、苗で商売している人はほとんどいないでしょうから。そういう見直しも私は必要じゃないかなと。それよりも、放牧農家の作業料金というのをつけるほうが今の時代に合っていると思いますけど。

それで、米価が下がったからといって作業料金上げられないという、そういうのは、それこそ米価と全く関係ないことで、作業料金というのは。機械代もかかるし、油代もかかるし、人件費もかかっている。米が下がったからといって、作業料金を半分にするわけじゃない。かかった経費があって、そのマイナスにならないぐらいのちゃんとした単価にして出さないとやっていけないんじゃないですか、残っている人というふうに思うんですよ、いつも。

やはり今一番大事なのはじゃ何かと言ったら、やっぱり担い手育成だと思っているので、賃貸借も、それから作業料金も担い手育成ができるような各地域というか、設定をしなければいけないんじゃないですかというのが、ずっと前から何年も前から言っていることなので、今決まったことについては、それは何もないですけれども、ただ、今年肥料をいろいろなものを買ったりする中で、秋になったらまた考えることが必要だと思います。

以上です。

事務局長

ただいまのご意見に対しましては、今回についてはもう決まった段階なので、来年度に向けまして検討課題とさせていただきますというふうに思います。

議 長

ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので以上をもちまして、第22回大仙市農業委員会総会を閉会します。  
本日はご苦労さんでした。

(午前11時28分 閉会)